

最終講義「『社会事業』の復権と コミュニティーソーシャルワーク」

日本社会事業大学学長

大橋謙策

はじめに

皆さん、こんにちは。ただいま、長尾立子理事長並びに阿部實学部長から過分なご紹介をいただいておりますが、今日は、私の最終講義に多数お集まりいただき、本当にありがとうございます。南は沖縄から北は青森、秋田、山形から、本当に駆け付けていただきまして、うれしい限りでございます。

また、私の敬愛する大先輩である板山賢治先生、あるいは前同窓会会長の上田忠義先生、青森から中村晃先生も、今日をご出席いただき、恐縮しているところでございます。

また、今回の最終講義は、大橋ゼミの卒業生を中心に大学が呼びかけていただきましたけれど、今日は、大阪大学の斉藤弥生先生、同志社大学の上野谷加代子先生をはじめ、東海大学、ルーテル学院大学の先生方も多数ご出席いただきまして、本当に心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

今日、最終講義で、どういう形式でどういう内容で話をしたらいいか大変悩んでいて、実は、手元に、実業之日本社という出版社から出ている『最終講義』という本があります。これは、矢内原忠雄先生、大内兵衛先生、大塚久雄先生、桑原武夫先生、清水幾太郎先生、中根千枝先生とか、いろいろな分野の錚錚たる方々の最終講義が収録されています。これをばらばらとめぐりながら、私は、どのレベルでどういう内容で話をするか考えたのですが、どうも思いがまとまりません。

1981年に日本社会事業大学の吉田久一先生が、「戦後社会事業について」という最終講義をされました。あるいは、私の恩師の一人である小川利夫先生が、1990年に名古屋大学で、「社会教育研究40年～その回顧と展望」という最終講義をされました。それらも読ませて頂きました。

いろいろな先生方の最終講義を参照しながら、いったい何を話すべきかいろいろ悩みましたけれども、結果的に、私が日本社会事業大学にお世話になってから36年間教育・研究に携わり何を求めてきたのか、何を明らかにしようとしたのかを述べるのが一番素直かと思い、それに落ち着きました。

その結果から、今日のテーマは、そこにあるように「『社会事業』の復権とコミュニティーソーシャルワーク」ということで話をさせてもらうことにしました。

「自然科学の研究者は、大体、研究を始める20代のときの発想・研究の視点が、その人の研究の一生を左右してしまう」と、よく聞かされてきました。考えてみると、私の36年間の研究あるいは実践的研究も、私が20歳代に考えたことをどう深めるかに尽きると思っています。

す。

私がどんなことを考えていたかという、一つは、なぜ社会福祉の分野で「憲法 13 条」が位置付いていないのか。なぜフランスの自由・平等・博愛の「博愛」が、日本では重視されてこなかったのかということ。あるいは、学部時代に習ったコンドルセの生涯学習の考え方が、日本ではどうして受け入れられなかったのかという問題。それが、のちの「自己実現サービス」あるいは「国際的なヒューマンセキュリティ」という問題につながってくる一つの流れです。詳しいことは、のちほどまた話をします。

二つ目の柱は、生活者の主体をどう形成するか。結局、社会福祉は、生活している一人一人がどう自立して生きていくかを援助することに尽きるわけで、その生活者の主体形成をどう考えたらいいかが大きな二つ目です。

これも、のちほど話しますが、戦前の海野幸徳の社会事業の重要性、それを戦後、岡村重夫先生や嶋田啓一郎先生が、「主体性」ということで言っていますけれども、行き着くところは戦前の社会事業になります。それは、戦後で言うならば、戦後の「社会教育法第 3 条」の「実際生活に即する文化的教養を高める」ことにつながり、私の言葉に替えて言えば、「地域福祉の主体形成」にかかわってくる、この二つ目の流れが私の研究でもありました。

三つ目の流れは、今、私は、日本保健医療福祉連携教育学会の副理事長を務めていますが、もう福祉の分野だけではなくて、保健・医療・福祉のトータルケア、あるいはそれをできる教育をどう進めるかということで、インタープロフェッショナルエデュケーションが大変重要になってきています。

日本社会事業大学もイギリスのサザンプトン大学と姉妹校になりましたけれど、イギリスでは 2003 年から「IPE」と呼ばれるインタープロフェッショナルエデュケーションをやっています。私は学生時代に実習に行ったときにその重要性を味わったわけです。

そういう意味では、大体、私が 20 代で、おぼろげながらこんなことが重要だと感じていたことを 36 年かけて少しずつ明らかにしてきて、こんにち、まだ十分体系化できているとは思いませんけれども、そんなことが私の研究生活だったと考えています。

今日は、そのことを『社会事業』の復権とコミュニティソーシャルワーク』ということで、手元の資料にある柱に即して話をさせてもらいたいと考えています。

1. 研究者としての「心象風景の原点」

まず、「1 番目」の「研究者としての『心象風景の原点』」ですが、これはある意味で、日本社会事業大学で私が学部生としてどういう教育を受けたかです。

ただいま、阿部学部長から紹介がありました小川利夫先生を中心として、私はいろいろな先生の教えを受けました。私の大学時代のことは、「資料 5」に書いてあります。それは、のちほど見てもらえるかと思いますが、いずれにしても、研究者になろうと自覚していたわけではありません。結果的に、研究者になってから思い起こしてみると、どうも学部時代あるいは日本社会事業大学に進学しようとしたときの思いが心象風景的な原点としてあったと思っ

ています。

一つは、私は、大変悩みながら、結果的に日本社会事業大学を選びました。高校の先生方は、みんなこぞって反対をして、「何でそんな大学を選ぶのか」と随分怒られもしましたけれども、私は日本社会事業大学でした。高校の先生方からは、「あんたは本当に奇人・変人だ」と。「何で日本社会事業大学みたいなのを選ぶんだ」と言われていました。

しかし、私は、社大に来ていろいろな同級生とも話をしてみても、みんな、多かれ少なかれそういう体験、経験を持っていたように思います。私が日本社会事業大学を選んだのは、実は、高校のときに島木健作の「生活の探究」（河出書房）という本を読んだときです。

島木健作は、のちの鶴見俊輔などの「思想の科学」のメンバーから言わせると、「転向文学者」と規定されてしまう人です。島木健作は北海道の出身ですが、香川県木田郡平井町（現・三木町）に居住したことがあります。その島木健作が書いた「生活の探究」は、東京帝国大学に進学した杉野駿介という主人公が、東京帝国大学で学びながら社会の矛盾に目を向け、どう生きるべきか悩み、自分の郷里に帰って、こんにちで言う「地域福祉的なこと」をやるわけです。

私はその本に引かれて、自分がやろうとしていることは、駿介と同じように苦しみながらそこに生きることだというのが、私が日本社会事業大学を選んだ最大の理由です。それは、「福祉の閲覧室」という本学図書館の機関誌にエッセー風に書いたもので、それを見てもらえればと思います。（「資料1」に書いてあります。最終講義資料集の27ページに書いてあると思います）。

二つ目の心象的風景は、先ほど述べた保健・医療・福祉の連携にかかわってくるわけです。私は、岩手県遠野市あるいは長野県茅野市の地域福祉計画作りのアドバイザーを担ってきました。そのときに、私が一貫して言っていたのは、「トータルケアシステムをどう地方自治体で作るか」でした。

その原点は、私が学部の三年生のときに行った長野県下伊那郡阿智村の実習です。そのときに社会事業実習で泊まった家が、実は、現在、阿智村の村長さんをやっている家でした。その岡庭一雄さんの家に泊めさせてもらって実習をさせてもらいました。

そのときに、保健師さんと生活改良普及員の方、それから公民館主事の方と私のように社会福祉と社会教育を学んだ人間の4名が、チームを組んで地域に入らせてもらいました。そのときに、私は、地域実践は本当に大変だと感じました。

まず、保健師さんに、「あなた、問診をしてよ」と言われて、受付で住民の方々の問診をするわけです。今でも記憶に残っているのは、生年月日を聞くのに、「4年何月何日」と言われたのですが、私は、「4年」と言うからその人の顔を見て、当然、大正4年だと大正に「〇」を付けたら、烈火のごとく怒り出して、「私は昭和4年なのに、何を間違えるか」と怒られたことがありました。それほど住民の方々の顔が疲れているように私は思えてならなかったわけです。

そして、そこで保健師さんたちが血圧を測り、血圧が高いことを指摘し、塩分の取り過ぎを指摘し、生活改良普及員の方が塩分の少ない料理を教えて食事を作るわけです。その食事をみんなで食べようとなると、皆さん、参加者が部屋の隅のほうに行って風呂敷包みを持ってきます。その風呂敷包みを開けると、野沢菜やたくわんがたくさん入っていました。さっき、「塩

分が多すぎるでしょう」と言ったにもかかわらず、住民の方々はそれをばりばりと食べました。そういう、いわば生活の難しさ、厳しさをそこで随分教えられたように思います。

私は、保健・医療・福祉がきちんと連携を取り、実際生活に即した知識・能力を身につけなければ、いくら口で百万遍説いてもだめだとその実習の中で随分教えられたように思っている次第です。

三つ目のことは、こんにちの私に非常に大きな影響を与えたわけですが、私の恩師の小川利夫先生が、日本社会事業大学の紀要『社会事業の諸問題』第十集に書いた「わが国社会事業理論における社会教育の系譜」があります。それを学部時代に読んで、おぼろげながら私が進もうとしている島木健作の「生活の探求」の内容と軌を同じくする課題だと学びました。ただ、その頃にはまだ研究者になれる、なろうというところまで固まっていませんでしたけれども、そんなことを学部時代に感じていました。

そんな心象的風景の原点を持ちながら、私は、東京大学の大学院に行って社会教育を学び、それに飽き足らず、また戻ってくるわけです。そんなことは、今日の最終講義にあまりふさわしくありませんからその程度にします。

II. 戦後社会福祉の展開における制度設計思想上の語謬、思想の箍

そこで、大きな「2番目」の柱ですけれども、私は、今日、やや大胆に『社会事業』の復権という言葉、あるいは「復活」という言葉を提起させてもらいたいと思っています。

「2番目」の柱として、やや過激とも思えること、「戦後社会福祉の展開における制度設計思想上の誤謬、思想の箍」と、あえて大胆に書かせてもらいました。実は、小川利夫先生の論文に触発されながら、私は、戦前の社会問題対応策としての教育と福祉の問題を東京大学大学院の修士論文として書かせてもらいました。

その中で、社会事業という大正7、8年から昭和15年ぐらいまでに使われる、いわば救済制度にかかわる用語があります。救済制度の歴史をどこから始めるかは論議はありますが、一つの基準でいくと、1908年（明治41年）に、中央慈善協会ができます。その頃は、「慈善事業」という言葉が使われるわけですし、そのあとは「救済事業」という言葉が使われます。そして、大正7、8年から昭和15年の間に「社会事業」という言葉になります。昭和15年以降は、「厚生事業」、今の厚生労働省の「厚生」が使われます。そして、戦後、「社会福祉」、「社会福祉事業」と言われるわけです。

私どもは、戦後の社会福祉あるいは社会福祉事業は、戦前に比べてずっと民主的で進歩したものだやや教え込まれました。私自身は、それはポツダム教育ではないかと思っています。ポツダム宣言を受ける前はみんな古くて、封建的で、ポツダム宣言を受諾した以降は全部民主的で文化的であると、どうも思い込まされてきたかと思っています。いずれにしろ、戦後の社会福祉はすばらしくて、戦前は古いかのようにどうも思い込まされてきた節があったかと思っています。

私は、先ほど言った大学院の修士論文で、戦前の社会問題対応策としての教育と福祉のかか

わりをずっと研究してきました。その大正7、8年から昭和15年の間の社会事業の思想は、大変重要な意味を持っていると考えたわけです。ただし、その当時は、若造が大それた発言をなかなかできなくて、今、定年退職を迎える頃になってようやくそれが言えるというのが、何とも恥ずかしい限りです。

その戦前の大正中期から昭和15年までの社会事業時代に、ある意味では、海野幸徳が最もわかりやすく問題提起をしているわけです。海野幸徳は、1930年（昭和5年）に『社会事業学原理』を書いていて、その中で、「消極的社会事業」と「積極的社会事業」と「統合的社会事業」と「超越的社会事業」という4段階を言っています。四つ目の「超越的社会事業」まで行くと、どうも眉唾的になりがちなわけですが、それでも、「消極的社会事業と積極的社会事業、そしてそれを統合する」という考え方を海野は述べています。

この海野と同じ考え方は、当時の大林宗嗣とか、高田慎吾とか、もろもろの人たちが述べているわけです。民生委員制度の前身である方面委員制度を作った小河滋次郎も同じようなことを述べています。

その考え方は、何も日本だけではありません。今日もドイツのアリスザロモン大学の先生が参席されておりますが、日本社会事業大学の姉妹校がドイツのアリス・ザロモン大学です。このアリス・ザロモン大学は、1908年（明治41年）に作られています。そのアリス・ザロモン大学を作ったアリス・ザロモンも、実は、この積極的社会事業と消極的社会事業を統合的に展開することの重要性を指摘しています。

今日、私どもが、「戦後社会福祉」と言っているのは、いわばその消極的社会事業の部分を継承して、「物質的な給付」、「金銭的給付」を言っています。皆さんの手元の資料集の170ページに、大河内一男先生の論文を少し引用しています。大河内一男先生が、1938年（昭和13年）に「わが国における社会事業の現在及び将来」という論文の中で、「社会事業においては精神性の強烈なることをもって云々」と言っています。

大河内一男、あるいはそのあとに出てくる堀秀彦も、実は、「社会事業における精神性と物質性」という問題を採り上げているわけで、両者等も戦前の救済制度の中では、あまりにも精神性を強調し過ぎたことを指摘して、物質的な援助の重要性をうたっています。

それは、ある意味では、内務省の井上友一が進めた風化行政に対する一種のアンチテーゼであったかもしれませんが、この物質的な援助に対しては、「消極的な社会事業の部分だ」と思うのです。

では、海野幸徳などが言う「積極的社会事業」は何かというと、「その人の主体性を確立することだ」と述べています。「生活に打ちひしがれ、生活の困難な状況に陥っている人に寄り添い、その人の生きる意欲を引き出し、その人が人生を再設計したいと思わせる、そういう主体性の確立にかかわることこそが、実は、積極的社会事業だ」というわけです。

積極的社会事業のもう一つの側面は、「本人が頑張ろうと思っても、それを打ち砕いてしまうほどの差別・偏見が社会にあるとすれば、その社会の差別・偏見を解消していく活動も積極的社会事業である」と述べています。

小河滋次郎は、ある意味では、その考えをもっと大胆に、「救済の精神は精神の救済である」

と述べています。イギリスのエリザベス・フライと全く同じで、²「救済をするということは、単にものを与えるというようなことではない。その人がもう一度人生をやり直したい、そういう希望、意欲を見だし、それが可能になるように援助することこそが積極的社会事業だ、³と

言っています。先週の土曜日に、日本社会事業大学は市民公開講座をさせてもらいました。その際に、ビッグイシュー（NPO 法人ビッグイシュー基金）という、大阪を中心として、ホームレスの人たちの自立支援をするための NPO 法人の活動をしている佐野章二さんという方に来てもらいました。ホームレスの方々に、単に金銭的給付をするだけでは問題の解決にならない。「ビッグイシュー」という雑誌を本人が主体的に街角で販売をする。それはある意味で自分がホームレスであることを社会的に晒すことで勇気があります。そのような主体的な活動が重要だというわけです。その売れた本の中の手数料を自分が手に入れて、それをためて自分の人生を再設計していくことをお手伝いする NPO 法人の理事長が来てくれました。

私自身は、ビッグイシューの考え方を 1992 年の段階でイギリスで学んでいました。これは、まさに戦前の社会事業と全く同じです。物質的な給付をすることが良いことだとわれわれは思うけれど、そうではない。その人が主体的に生きることを援助することこそが、実は、最も大事なことだということを、社会事業の積極的側面として強調したわけです。

実は、これだけでも本当に時間を取って丁寧に話さないといけないかもしれませんが、このような積極的社会事業、消極的社会事業を統合的にせつかくやっていた歴史があるわけです。

その実践はどこでやっていたかという、隣保館でやっています。それは、大阪の北市民館の実践を基にし、関東大震災以降、東京にその実践は広がってきています。「隣保館」あるいは「セツルメント」と呼ばれる、あるいは昭和の初期になると、「市民館」あるいは「市民会館」と呼ばれる施設の中で実践されますけれども、その実践の考え方を集大成したものは、大正 14 年に同志社大学の大林宗嗣がまとめています。『セツルメントの研究』（慧文社）という本の中で、大林宗嗣がまとめていますけれども、その中を見ていると、隣保館のメニューは、こんにちで言う「地域福祉」と、こんにちで言う「社会教育」をまさに統合的にやっています。その頃の実践を見ると、保育所はやっているし、食事サービスをやっているし、入浴サービスをやっているし、訪問看護サービスもやっています。一方、法律相談、身の上相談、健康相談という個別カウンセリング的な対応もしています。一方では、社会教育のさまざまな講座をやっています。

驚くことに、東京市民館の実践を見ていると、戦後本学の教授でもあった小島幸治先生が、無産運動を教えています。あるいは、当時の東京商科大学（現一橋大学）の先生が、唯物論について講義しています。実は、こういうことを公立の隣保館で教えているという、驚くような状況があったわけです。

そこには、高田慎吾とか、大林宗嗣も言うように、⁴「支配階級の文化を貧困層に注入するのではなくて、貧困者自身が自分で自分の文化を作り上げる学習の機会を確保し、提供することが最も大事だ、⁵ということをいろいろなかたちで伝えています。

そのように、教育と福祉は車の両輪のように考えられているわけで、事実、その頃に書かれ

た友枝高彦の「生存権と教育」という論文は、こんにちでも大変重要な意味を持っていると私は思っています。

何となく「生存権」というと、戦後では「憲法 25 条」と思いますが、その頃、生存権あるいは救済を考えた人は、ほとんど教育を考えていました。それは、学校教育ではなくて、「一人一人が自らの人生をきちんと客観化し、自分の要求を明確に自覚し、それをどう実現していくことができるようにするか。そういう主体性の確立こそが大事だ」と述べています。

われわれ地域福祉を学んだ人間は、すぐ岡村重夫先生の「主体性論」に目が行きますが、私は、どう見ても岡村重夫先生あるいは同志社大学の嶋田啓一郎先生の考え方は、戦前の社会事業に学説的な意味での思想的な源流があったと思っています。

嶋田先生は、『社会福祉体系論～力動的統合理論への途』（ミネルヴァ書房）という本を書いています。嶋田先生は敬けんなクリスチャンですからキリスト教のもつ意味を考えないといけません。社会福祉理論、学説という点ではその内容を見ても、どう見ても、これは、戦前の社会事業理論を自分の言葉に換えて話しているのではないかと思います。岡村先生は、「どこの誰から引用した」と書いていないけれども、どう見ても戦前の社会事業理論だと私は思っています。岡村理論に関するコラムを資料の中に入れてあるので、のちほどそれも参考にしてみらえればと思っています。それが一点です。

それとの関係で言うと、では、戦後、なぜ社会福祉は消極的になったのかということですが、積極的社会事業の部分は、GHQ の指示もあって文部省に事実上移管すると私は考えています。昭和 21 年 7 月に、「公民館の設置運営について」と題する文部次官通牒が出ています。その通牒の最後に、「この通牒は、内務省、大蔵省、厚生省、農務省と協議のうえ出している」と書いてあります。その一行が大変気になっていました。また、その次官通牒を出す上で中心的な役割を担ったのが、寺中作雄で、昭和 21 年 9 月に『公民館の建設—新しい町村の文化施設』を書いて上梓しています。そこでも、社会事業部の設置とか、託児所、共同炊事場等の設置の提案をしています。

なぜ公民館が文部省の所管になったのか、戦前なら、その活動内容は隣保館とか市民館に近いわけです。

ある時大阪府知事をされた中川和雄先生にインタビューをしている際に、GHQ の指示があった、と指摘されました。戦後、GHQ は、救済・援護に関する指令をしきりに出したわけで、まさに国民が疲弊した状況の中で生活困窮を救うために、GHQ は立て続けに緊急援護に関する「スキップイン (SCAPIN) 何号」という指令を出しました。

一方では、積極的社会事業の側面は公民館で文部省にやらせる。従って、公民館には、産業經濟部や社会事業部、あるいは保健部、文化部などがありました。寺中作雄の『公民館の建設』には「社会事業部」ときちんと書いてあります。こうして、どうも戦前、積極的社会事業と消極的社会事業を地域という圏域で隣保館という施設を拠点にして統合的にやろうとしたものが、戦後、縦割りになっていくということです。

その公民館に移管された機能が、昭和 24 年に社会教育法の中に公民館が組み込まれていく中で変質してきます。それ以前は、公民館で生活保護業務などもやっています。それらは資料

の中に書いてあります。例えば 141 ページに、「公民館経営と生活保護を施行の生活保護施設との関連について」ということで、公民館で宿所を提供する事業、託児事業、授産事業なども、実はされています。

ところが、公民館は昭和 24 年に変質する。そこで、今度は牧賢一さんをはじめとした、戦前、社会事業をやっていた人たちが、積極的社会事業の部分がなくなっていくじゃないか。どうするんだ、ということで、市町村社会福祉協議会を作ることになるわけです。全社協の資料集(この資料集は、第 1 集が 1951 年に出され、1956 年第 24 集まで刊行される)の第 5 集(『社会福祉協議会からみた公民館』1952 年 9 月刊行)には、その公民館と社会福祉協議会の関係についての問題が整理されています。

牧賢一さんは、『社会福祉協議会読本』(中央法規出版)という本の中で、「公民館が当初予定した目的をやってくれるならば、われわれは社会福祉協議会を作る必要はなかった。公民館が当初予定したことをやらない。だから、われわれは市町村社会福祉協議会を作る」と書いています。

1951 年に社会福祉事業法が作られますが、制定当初には実は、隣保館は入っていなかったわけです。それが、1958 (昭和 33 年)に法律改正され、「隣保館」という言葉が入ってきますけれども、実は、そのときには、戦前の隣保館とは似て非なるものになったと私は思っています。

私が言いたいことは、要は、戦前社会事業の積極的側面が、戦後、十分意識されないままに、「消極的社会事業」イコール「戦後の社会福祉」になっていってしまったということです。それを補完するような意味では、先ほど述べた昭和 13 年の大河内論文に非常に引き付けられ過ぎたということです。

日本の社会政策は、諸外国のソーシャルポリシーに比べて非常にゆがんでいます。私は、労働経済学の立場に立った社会政策になっていると考えています。これは、ある意味では、ドイツと日本は同じような側面を持っているのではないのでしょうか。それは、後進資本主義国としての宿命だったかもしれませんが、焦りだったかもしれませんが、労働経済学的なところに非常に引き寄せられていくわけです。

戦後の社会福祉は、ある意味では、賃労働と資本という労働経済学の側面に目が行きます。マルクス経済学的な問題の整理です。従って、戦後の社会福祉研究界で一世を風靡した孝橋正一先生のような、『(全訂)社会事業の基本問題』(ミネルヴァ書房)に見られる論調が非常に強く出てきます。いずれにしても、労働経済学に引き付けられてしまったということです。

大きな「2 番目」の柱で言いたい戦後の社会福祉を問い直す次のポイントは、自由と平等は教えたけれども、博愛を教えてこなかったということです。われわれは、社会福祉教育において労働経済学的な視点から救貧を捉えて、1601 年以降の救貧制度をずっと教えてきます。しかし、それだけで社会福祉を本当に捉えきれるかという問題があると私は思っています。

フランスは、実は、封建的な身分差別に抵抗して、自由と平等をすべての人に保障しようという思想で市民革命を成し遂げるわけです。そのときに出てくるのは、実は、博愛です。この世に生きとし生けるものの中には、すべて幸福を追求する権利がある。日本国憲法の「憲法 13 条」で幸福追求権をうたい、「何人もそれを侵してはならない」とうたいました。フランス

と同じように、「この世に生きとし生けるものすべての自由と平等を保障する」とうたったわけです。

しかしながら、その崇高な理念はそうだとしても、この世に生きとし生けるものの中には、生まれながらにして労働をする力を持ってない者、あるいは生まれながらにしてコミュニケーション手段を十分に持ってない者、あるいは生まれながらにして判断する力を十分に持ってない者が当然いるわけで、その方々の幸福追求権は誰が代弁するのか、代替するのか。そのアドボカシー機能は何なのかという問題です。

労働経済学の立場から考えると二元論に考えるしかないですし、全ての人の生きる権利、幸福追求権は労働経済学では説明がつかないと考えていました。

アドボカシー機能が社会システムとしてきちんと担保されなければ、自由と平等の思想は生きてこないわけです。ある一定の線以上の人を線引きして、ある一定の線以上の人には幸福追求権はあるけど、それ以下の人にはだめよ、と言ったのでは、迫力を欠いてしまうわけです。その自由・平等を求める論理の帰結として、博愛が求められたと私は思っています。

フランス人権宣言あるいは憲法の中で、この博愛という語句・思想は出たり入ったりするほど社会的な位置づけは難しいものです。この博愛という哲学、思想を社会システムにどう落とし込んでいくのか、具現化させるのか。これは大変難しかったと思います。しかし、思想としては自由と平等を標榜する以上、博愛はなければいけなかったと思っています。

フランスの救済事業の歴史研究をずっとやっている方の中に、花園大学の林信明先生あるいは東大の経済学部の中西洋先生がいらっしゃいます。中西洋先生は、『＜自由・平等＞と＜友愛＞～“市民社会”；その超克の試みと挫折～』（ミネルヴァ書房）という本を書いています。林信明先生は、『フランス社会事業史研究』（ミネルヴァ書房）を書いています。いずれの本にしても、「この博愛をどう位置付けるか、大変難しい」と思っているようです。

しかし、私は、この博愛という思想・理念をきちんと受け止めていかないと、こんにち、何となく「ノーマライゼーション」とか、「ソーシャルインクルージョン」という言葉を使っていますが、その原理は何なのか、哲学は何なのかが見えてこないと思っています。

私は、クリスチャンではありませんから、原罪から説き起こすわけにはいきません。仏教徒でもありませんから、慈悲から説き起こすわけにもいきません。もう少し違う視点で考えたときに、フランスの社会を成り立たせる社会哲学として、博愛を位置付けたことの持つ意味を考えてみる必要があると私は思っています。

私は、学部時代、朝日訴訟にかかわってきて、「憲法 25 条」の持つ意味はいろいろな意味で重要だということは、嫌というほど学ばせてもらいました。当時、「ジュリスト」、「判例時報」、「法律時報」を使いながら、「憲法 25 条」をはじめとした生存権なり社会権の持つ意味は随分学んだつもりでいます。

しかし、ずっと腑に落ちなくて、朝日茂さんの最高裁の判決が出たあとの会合で、私は、「どうも『25 条』だけでいいんだらうか」という問題提起をしました。大変若いときにその話をして、当時の社大の先生から随分こっぴどく怒られたのを記憶しています。

しかし、私は、「『25 条』と同時に『13 条』も大事だ」と言ったときに、当時の朝日訴訟の

中央対策委員会の事務局長をしていた長宏先生が、「大橋くん、それは大事なこともかもしれない。『13条』というものにもっと着目しろ」と応援をもらって、それ以来、私は、めげずに、『25条』からだけ説き起こす社会福祉論はいかかなものであろうか。『25条』の重要性もさることながら、『13条』論はいったい何なのか」と。それが行き着くところは、いわば、フランスの博愛であり、あるいは私がその頃使った「自己実現サービス」という言葉です。

なぜ社会福祉の自立論は狭いのだろう。もっと人間が生きとし生けるものとして、障害を持った人もこの世に生れた以上、自己実現したいという願いを持っているはずではないか。われわれは、1834年のイギリスのニュー・プアロー（新救貧法）における劣等処遇原則を教えるけれども、日本の中でこの「自己実現」という問題についてどれだけ社会福祉の関係者が論議したのかが、どうもそのときからの一貫して悩みでした。

今も悩んでいるわけです。それは、中西洋先生とか、林信明先生のようなフランスの研究の泰斗でさえも十分わからないものを私がわかるとは思えませんけれども、その博愛の持つ意味を考えたいということです。

先ほど、学部時代に習ったコンドルセの名前を出しました。よくわかりませんでしたけれども、コンドルセの『公教育の原理』（明治図書 松島鈞訳）という本を、当時、小川利夫ゼミで読みました。なぜ、「子どもの教育以上に大人の教育を公の金でやるべきだ」と、大人の教育の重要性をコンドルセは指摘したのか。

行き着くところは、結局、博愛という崇高な理念を具現化できるには、「人間はどうしてもエゴイスティックです。どうしてもわが田に水を引きがちですから、そこで「理性を、社会契約の重要性を大人こそが学ぶべきだ」とコンドルセはしきりに言うわけです。

私は、やはり生涯学習の原点は、大人たちが社会契約をできる力をもつということだと思います。幸福追求権を認める。その際に、障害を持っている人たちを排除しない。その人たちの権利を代弁し、包み込んでいく。あのジャン＝フランソワ・ミレーの「落ち穂拾い」のすばらしい絵がありますが、あれは、まさに博愛の一つの具現的なシステムの現れだと思います。落ち穂を母子家庭の親が拾うという、一つのいわば営みなわけです。われわれは、ミレーの絵を見てそのすばらしさだけに目を奪われますけれども、その背後に持つ、その当時のフランスの思想について、もっと学ばないといけないと考えた次第です。

そういう意味で、私は、「憲法13条」の論議をやっていくと、権田保之助研究もしないといけないと思っているわけです。権田保之助は、三つの研究業績を持っています。一つは、月島調査に見られるように、「日本のフリードリヒ・エンゲルス」と称されるほど、月島の住民の生活実態を丁寧に絵入りでやっています。二つ目には、映画教育について研究を持っています。三つ目には、民衆の娯楽論について書いています。

劇作家の飯沢匡さんが、『武器としての笑い』（1977年）という本を岩波新書から出していますが、日本人はいつから笑わなくなったのか。飯沢匡さんの言葉を借りると、「明治20年代だ」と言っていますが、そういう笑い、娯楽を社会福祉の分野がどれだけ採り上げてきたか私は気になってしょうがありません。

ヨハン・ホイジンガは、1938年に『ホモルーデンス』（高橋英夫訳、中央公論社、1971年）

を書いています。「人間は、そもそも遊び人だった」と書いています。実は、権田保之助は、それよりも早く1931年に『民衆娯楽論』という本の中で、「人間は、そもそも遊びというものが大事だったんだ」と言っています。

つまり、「幸福を追求する」、「自己実現をする」ことは、「遊び」の持つ意味の重要性をうたっているわけです。今回、私が、資料集の131ページに、「社会福祉思想、理念に見るレクリエーションの位置」という日本社会事業大学の紀要に書いたものを載せました。

それは、社会福祉は、どうしてもまじめに「生活を救わなくてはいけない」というところに目が行くわけですが、それはその人の呼吸を保障する、救うということなのか、その人が生活を楽しむ、自己実現することを目指した救済なのかが気になってしょうがなかったわけです。そんなことで、「自己実現サービス」をそこに書かせてもらっています。

実は、こんなことをやっているときに、私は、あるとき気が付きました。1970年に作られた心身障害者対策基本法は、1993年に障害者基本法に変わりましたが、その1970年に作られた心身障害者対策基本法の「第25条」の条文を読んだときに、同じように考えている人がいることに大変驚きを持ちました。その頃は誰が作ったということまで十分に目が行きませんでしたけれども、その「25条」で、「障害を有する人が、文化・スポーツ・レクリエーションをやるように環境を醸成しなさい」と書いてあります。

これは、ある意味で、「環境醸成論」としてはそのとおりです。ところが、その同じ条文の中に、「障害を有する人が、文化・スポーツ・レクリエーションをやる、やりたくなるように意欲を喚起しろ」と書いてあります。この「意欲を喚起しろ」という条文を読んだときに、私は本当に驚きました。これを書いた人は誰なのだ。どういう思いなのかです。今で言うなら、「エンパワーメントアプローチ」です。意欲喚起論を1970年段階で書いた。

しかし、私の勉強不足かもしれませんが、正直なところ、日本の障害者福祉論の本の中に、心身障害者対策基本法の「第25条」の意欲喚起論に触れた論文は、残念ながら、発見できていません。もし、知っている人がいたら、教えてもらいたいと思います。いかに日本の障害者福祉論がゆがんでいるのかと私は思っています。

こんにち、パラリンピックは、当たり前ようになってきましたが、実は、「意欲を喚起しろ」、それも、「チャンピオンシップのスポーツではなくて、日常的なレベルにおいて、障害を有する人が、文化・スポーツ・レクリエーションをやりたくなる意欲を喚起しろ」と。これは、すごいと思いました。

私は、ちょうどその頃、障害者の青年学級に関する実践と研究をしていました。障害を持っている人も、みんな、スポーツをやりたいわけです。レクリエーションをやりたいわけです。それが、なぜ障害者福祉論の中にきちんと書き込まれていないのか、私にとっては何とも不思議な状況があったということです。

もう一つ、戦後の社会福祉で気になることは、日本の社会保障制度は、イギリスのウィリアム・ヘンリー・ベバリッジの1942年の『社会保険及び関連サービスについて』と題する、いわゆる第一リポートを学んで作られました。1950年の社会保障制度審議会の勧告は、まさにベバリッジリポートに通ずる内容でした。

ところが、ベバリッジは、1948年に『ボランタリーアクション』を書いています。日本の社会福祉のテキストを見ても、ほとんどこの『ボランタリーアクション』について触れていません。今までに触れた人と言えば、上智大学の籠山京先生が書いています。これは、「籠山京著作集」（ドメス出版）の第一巻に出てきますが、どちらかといえば否定的です。四国学院大学等の先生をされた岡田藤太郎先生も、実は、『ボランタリーアクション』に触れています。それ以外の文献では、残念ながら、私はあまり知りません。

なぜ『ボランタリーアクション』を採り上げなかったのか。ベバリッジは、『ボランタリーアクション』の中で、「政府が、国家が社会保険制度を中心とした社会保障制度を確立することは当然の責務だ。しかし、それだけでは問題解決にはならない。国民一人一人に向かって、『あなた方は、どういうボランティア活動をするんですか』、ということ、実は、述べています。

残念ながら、『ボランタリーアクション』を日本は教えてきませんでした。「憲法 25 条」あるいは「憲法 89 条」の桎梏（しっこく）があったかもしれませんが、戦後はほとんど、「社会福祉」イコール「行政がやるもの」であり、できれば無料でやるべきだと教え込まれてしまいました。『ボランタリーアクション』等をなぜ日本は学ばなかったのか。あるいは、意識してそれを採り入れなかったのか。

同じようなことでは、1968年のシーボームレポートを採り上げます。日本は、随分、フレデリック・シーボームが委員長としてまとめた報告書に学ぶわけです。それによって日本の在宅福祉サービスは整備されていくわけです。1969年の東京都社会福祉審議会の「東京都におけるコミュニティ・ケアの進展について」、あるいは1971年の中央社会福祉審議会の「コミュニティ形成と社会福祉」、いずれも源流は、イギリスの1968年のシーボームレポートにあります。

しかしながら、1969年にエイブスレポートが出てきます。シーボームは、「エイブスレポートについて、コミュニティケアをやっていけば、当然ボランティア活動は重要だと。だけど、それについては、ジェラルディン・エイブスを委員長とする委員会が別にあるので、それに委ねる」と。そして、事実、シーボームは、エイブスレポートの冒頭に、「刊行の辞」を寄せています。

「行政が、地方自治体におけるソーシャルサービスをやらなくてはいけない」と。「一方で、ボランティア活動というものが必要だ」と。この両方を言っているわけですがそれでも、日本の関係者はエイブスレポートをほとんど採り上げていません。全国社会福祉協議会が翻訳をしてくれましたけれども、残念ながら、そこに十分、目が行きませんでした。

もっとひどいことは、われわれは、学生に向かって、1601年の救貧制度を教えます。われわれも学んできました。世界で最初に法律によって集大成された救貧制度、1601年のプアロー（救貧法）です。

ところが、同じ1601年に、「スタチュート・オブ・チャリタブル・ユーズ（Statute of Charitable Uses 公益信託法）」と呼ばれる法律が作られていることを、残念ながら、学びませんでした。このスタチュート・オブ・チャリタブル・ユーズは、今日、来られている、古英語の専門家である本学の斉藤くるみ先生が翻訳をしてくれて日本語になっています。

その中身は、「国民が慈善、博愛、宗教、教育、土木事業にお金を寄付する場合には、エリ

ザベス一世、女王といえども税金を掛けてはいけない、という大変画期的な法律です。王様の課税権を制約するというものです。

日本は、「ボランティア活動」、「NPO」と言っているながら、残念ながら、寄付に関わる税制上の免除はそれほど十分ではありません。イギリスは、1601年から始めているわけです。それをベバリッジは、1948年の「ボランティアアクション」の中で同じようなことの重要性を提起し、それを受けて、ネイサンレポートが作られ、その報告を基に、1960年に、チャリティーズアクトという法律が作られて、イギリスの民間福祉活動は飛躍的に伸びていくわけです。

400年前から民間財源を確保するシステムがイギリスで作られている。なぜ日本は、1601年の救貧法しか教えなかったのか。なぜ1942年の「社会保険及び関連サービスについて」というレポートしか教えなかったのか。なぜ1968年のシーボームレポートしか教えなかったのかという問題を、われわれはもっと謙虚に反省しなければならないと思います。私はしきりに、事あるごとに言っていますし、私が使ったテキストにはそれを書き込んでいますけれども、多勢に無勢で、多くのテキストには、残念ながら、ほとんど触れられていないのが現実です。

こういう中で、「憲法89条」と「25条」だけを教えて、「社会福祉」イコール「行政責任」で、かつ「社会福祉」イコール経済的給付であるという図式ではいけないということです。これが、戦後の社会福祉で考えなくてはいけない大きな問題です。

結果的に、戦後の社会福祉研究も、都合のいいときは経済的給付を中心に考えますから、社会保障と社会保険と社会福祉と公的扶助をごっちゃにして話しています。私は、社会保障、社会保険、公的扶助、あるいは社会手当と対人援助としての社会福祉は分けて考えなくてはいけないと思います。

だから、戦後の社会福祉行政は、どうしてもその制度設計は、労働経済的な視点での貧困という経済の貧困に着目して制度設計をされてきました。したがって、戦前の社会事業の積極的社会事業、いわゆるソーシャルワークという視点が、十分に加味されたかたちで展開されてこなかったと考えています。

所得保障は国家責任の問題です。しかし、対人援助は、イギリスを見てもわかるように、イギリスは1970年以降、地方自治体社会サービス法で、対人サービスは地方自治体でやる、ことになっているわけです。それらに関しては、サービス提供の中心的役割を担うソーシャルワーカーをどう育成するか、ということが常に問題になります。

日本も、所得保障としての部分と対人援助としての社会福祉を分けて考えるなら、対人援助としての社会福祉は市町村というレベルで、戦前の社会事業的な積極的社会事業と消極的社会事業を統合的に展開していくシステムを作らない限り、問題解決につながらないのではないかと。

そういう意味では、今日の貧困問題やホームレスの問題をはじめとして、派遣村であれ、あるいは労働者派遣法の見直しの問題であれ、その経済的な側面からの見直しは大いに問題提起すべきですけれども、もっとソーシャルワーク的にも考えるべきだと私は思っています。

1960年代末から1970年代に、本学卒業生であり、のちに北星学園大学の教授になった白沢久一先生（亡くなりましたけれども）が、今日来られている宮武正明さんたちと一緒に、『生活力の形成～社会福祉主事の新しい課題』（勁草書房1984年）という本を書いてくれました

た（1987年にはその続編として『生活関係の形成』が刊行されています）。

まさに、〘福祉サービス利用者の生活力、主体性を確立しないでもいいのか〓、という問題提起をしてくれました。宮武さんも私の同級生ですが、福祉分野でずっと頑張ってくれました。まさに、制度を問題にするだけではなくて、制度も問題にするけれども、主体的な側面をどう考えるかが大変大事なことだと思っているところです。

資料集の31ページに、岡村重夫先生の論文を少し引用しました。31ページの下から7、8行目に、〘岡村理論の真髄は、社会関係の客体的側面だけに着目する一般的な政策だけでは不十分であって、社会関係の主体的側面を問題にし、個別化援助の方策がなければならない〓と述べています。まさにこの部分は、戦前の社会事業の思想、考え方と全く同じです。

われわれは、ついつい、戦後、客観的な側面だけに注目して、〘制度が足りないから国民の生活は貧しい〓、というところにばかり目が行って、それを変えるために、〘運動で改善すればいい〓、という、非常に社会運動的な社会福祉研究に偏ったのではないかということを、今さらながら考えてみる必要があるのではないか。

今こそ、市町村というメゾレベルでソーシャルワークを展開できるシステムを作らなくてはいけないと私は思います。日本学術会議の、第18期社会福祉・社会保障研究連絡委員会が、2003年6月に日本学術会議の運営会議の承認を得て、「ソーシャルワークを展開できる社会システムづくりへの提案」という対外報告書を出しました。その内容こそが社会福祉学ではないかと考えています。

そのうえで、先ほど述べた自立論ではありませんけれども、簡単に触れておくと、実は、私は、1970年代のときから、福祉六法に見る自立論は大変狭すぎると考えて、社会福祉の六つの自立要件ということで、「労働的・経済的自立、精神的・文化的自立、身体的・健康的自立、社会関係的・人間関係的自立、生活技術的・家政管理的自立、政治的・契約的自立」と書きました。

1976年当時は、有斐閣から『社会福祉論』という本が出ています。それを読んでいると、〘主体は、サービスを提供する側である〓と。福祉サービスの利用者の人は、全部、客体、対象になっています。私はどうもそれになじめなくて、違うのではないだろうか。大先生が編集した本ですから、若造の私としては、〘福祉サービスを必要とする人自身が主体ではないか〓となかなか言いづらかったわけです。しかし、自立論の捉え方が違わずとずっと考えていて、1970年代の半ばに、実は、そういう問題提起をしました。

そうすると、仲村優一先生の「補充・代替論」では、もうもたない。それを克服する新しい社会福祉理論を考えないと、いつまでたっても労働経済学的な、〘本来ならなくてもいいんだけど。盲腸のようなもので、社会福祉は〓と言われ続ける、そういう時代ではないと考えてきたということです。

しかも、その頃には、アブラハム・マズローの「欲求階梯（かいてい）説」が非常にわかりやすいものですから、随分使われていました。基礎的・生理的な欲求が満たされたあとに安全の欲求が出、安全の欲求が満たされたあとに帰属の欲求が現れ、そして、自己表現の欲求、最後に自己実現の欲求です。

なぜ最後に自己実現の欲求になるのだ。それでは寝たきりのお年寄りとか、障害を有している方々は自己実現してはいけないのか。「憲法 13 条」との関わりで考えればとても説明が付きません。それを看護学の分野でも社会福祉学の分野でも随分多くの人が引用しています。私は、どう見ても変だと。こういう自立論の見直しをしない限り、本当にサービスを必要とする人たちが、*「この世に生きていてよかった」と、「自らの人生を自分で切り開いていこう」ということや、そういうことを支援するソーシャルワークにならないと思った次第です。*

2001年にWHOが、「ICF」という国際生活機能分類を出してきました。本学の佐藤久夫先生も、随分頑張ってこのICFの翻訳や日本への紹介に尽力してもらっています。ICFの考え方は非常にわかりやすいものを使っていますが、私に言わせれば、実は、もう1960年代から、同じようなことですが *「生活機能障害が問題でしょう。自立生活の援助の仕方も従来の自立論ではないでしょう。活動や参加も含めて自己実現とかが必要でしょう」と*言ってきました。

そういう意味では、ICFが出されたときには、わが意を得たりと思いました。1980年の「ICIDH（国際障害分類）」ではなくて、それをICFに変えた。参加と活動、環境因子、個人因子をきちんと位置付けていく。身体的な機能障害だけではなくて、生活上の機能障害と考えたら、本当に、誰が障害者で誰が障害者ではないと区分すること自体が大変難しい。

ある意味では、私は、妻にいつも怒られています、*「ごみ出しができない」という意味では、生活技術能力が自立していないわけで、生活機能障害かもしれません。「料理もできません」となるわけで、そういう意味では、「障害者」とレッテルを張る枠組みは、いったい何だろうかと思うのです。*

私は、厚生労働省の担当者に、*「もし、ICFというものを本当に採り入れるとすれば、障害者福祉法なり、障害者手帳等の障害概念を根本的に変えない限り、こんにちの障害分類に基づく金銭給付というものはまずいですよね」と*言ったことを覚えています。多分、障害等級に基づいて金銭・サービス給付をする部分は、大きく変えなければならないかもしれません。しかしながら、そこまでやれるだけの状況になるかは、われわれはもう少し注目しないといけないのです。

Ⅲ. 「地域における『新たな支え合い』を求めて一住民と行政の協働による新しい福祉」とコミュニティソーシャルワーク機能

しかし、こんにちの高齢社会、一人暮らしの高齢者の問題等を含めていけば、この生活機能障害は大変大きいです。NHKの「おはよう日本」でも少し採り上げてもらいましたけれども、限界集落は過疎地だけではありません。東京の豊島区は、65歳以上の高齢者のうち、34%が一人暮らしです。そして、その多くの人たちが、あの豊島区という都会の中で、日常生活圏域の中に買い物するところがない状況に陥っています。まさに、生活上の機能障害がいろいろなかたちで現れてきています。

そう考えると、福祉サービスの利用者の抱える生活課題は、本当に、こんにち、すべての国民の課題になっています。私自身は、1967年だったと思いますが、当時、日本社会事業大学

に教えに来てもらっていた江口英一先生が書いた論文「日本における社会保障の課題」（小谷義次編『福祉国家論』筑摩書店、1966年、別冊）に触発されました。『住民の生活を守ろうとすれば、多様な社会サービスを地方自治体において整備しないと、本当に国民はすぐに生活困窮世帯に陥ってしまう』という趣旨の論文があります。これは、さまざまな調査に基づいた江口英一先生の貧困論だと思います。

私はそれに触発されて、社会福祉問題の「国民化」と「地域化」という言葉を使いました。もう国レベルで何かをやってくれるという時代ではないのではないか。地方自治体レベルでやる。国が、『やってはいけない』という法律がない以上は、地方自治体で、住民参加で条例を作り出してやってもらえばいいではないか。ある意味では、それが、私の研究スタンスでもありました。

社会福祉問題の、いわば国民化と地域化です。すべての国民がそれを必要とし、そのサービスを利用しないと簡単に生活困窮に陥ってしまう不安定な状況である。その不安定な状況を守っていくためには、地方自治体レベルで生活に関する、生活機能に関するサービスを整備していくしかない。これが、私が江口英一先生から学んだところでした。

私は、それを基にして、国に要望することもさることながら、地方自治体でやれるところをやる。そのためには、地域住民の主体性を作らなくてはいけないのではないか。研究者は、国の政策を評論ばかりしていないで、自分が住んでいる自治体でやれるところをやったらいいということで、その頃から地方自治体の地域福祉計画づくりにずっとかかわり、条例でさまざまなものを作ってきたことにつながるわけです。

そういう意味では、私は、ICFをみても、私が従来言ってきた自立論を含めて、随分世の中が変わってきたと思います。その中で、ちょうど私が日本学術会議の会員をやっているときですが、2003年の6月に、日本学術会議は、「新しい学術の体系」を出しました。『どうも従来の学術論、学問論は、旧帝国大学の講座、学部を引きずられている』というのが、そもそもの見直しのいわば大きな背景です。

「旧帝国大学の講座」イコール「日本の学問体系」なのか。時代が変わってきているではないか。それを推奨してくれたのが、当時の日本学術会議の吉川弘之会長でした。私は、本当にもろ手を挙げて賛成でしたし、すっきりしました。

その「新しい学術の体系について」の中で、『学問の中には、認識科学と設計科学がある』と整理をしました。『自然科学と社会科学の融合、あるいは俯瞰型研究』という問題提起をしました。そういう論議を通じて、私は、「社会福祉学は、分析科学と設計科学を統合した統合的臨床科学」だと整理をして、日本社会福祉学会やそういうところで問題提起をしました。

つまり、どういう生活問題を抱えているかを分析しなければならない。それは、社会環境に問題があるのか、本人の主体的な側面に問題があるのか、両者のかかわりに問題があるのか。「社会環境」と言っても、それは、制度的な問題であるのか、あるいは、ソーシャルサポート・ネットワーク上の問題なのか。これを使うアプローチも含めて、その人の生活を多面的・多角的にアセスメント、分析をする。社会福祉学はこのことをきちんと投げ掛けていない。かつ、社会福祉学は分析しっ放しで評論をしていけばいいとは思いません。

最近、子どもの貧困等を含めて、いろいろ分析したものが出てきました。社会学や経済学の人が分析しています。では、分析してそれでおしまいなのか。われわれ社会福祉関係者は、おしまいにするわけにはいきません。目の前の苦しんでいる子どもや一人親家庭、あるいはその子どもたちをどう救うかという問題が当然あります。

従って、われわれは、その分析した結果を基にして、人生をどう再設計するかという設計図を描かなければいけないわけです。設計図を描くときに、専門家面をしてパターンリズムをすることはあり得ません。福祉サービスを必要とする人の意見を引き出し、専門家としての判断を結び付け、両者の合意でやらなくてははいけません。私は、「求めと必要と合意に基づく援助方針の確立」と述べています。

日本人は、ついつい自分の意見を述べません。『ものいわぬ農民』（岩波新書 1958 年）を書いた大牟羅良ではありませんが、自分の意見を表明できません。そういう意味では、1970 年代にイギリスのジョナサン・ブラッドショーが述べた、「フェルトニーズ」をどうきちんと把握するのが非常に重要です。同時に、専門家としてきちんとした「ノーマティブニーズ」の分析がなければいけません。専門家としての分析も重要です。この両者の「求めと必要と合意」に基づいた援助方針で、設計科学をきちんと成り立たせなければいけません。

では、「設計図ができたから、あとはお願いね」で済ますわけにはいきません。われわれは、戦前の社会事業家ではありませんけれども、その人に寄り添い、その人が潰れそうになるのを支え、一緒にパートナーとしてその人の人生を確立していくという援助者でなければいけません。

そういう意味では、本当に「分析科学と設計科学を基にした統合的臨床科学」こそが社会福祉学だと私は思っています。社会福祉の制度を適用すればいいということではないのです。

このようなことをやっていくためには、本当に人間理解、社会理解を含めた教養、まさに生きた教養が大事になると私は考えています。そういう豊かな、いわば学問に裏付けられた資質がなければ、ソーシャルワークは展開できないと私は考えていました。目の前の資格が欲しいというだけで動くわけにはいかないのがソーシャルワーク教育の難しさだと、私は、今考えています。

このようなことを基にして、コミュニティソーシャルワークが必要だと考えました。先ほど、阿部学部長の紹介の中にも、ちょうど 1982 年、バークレイリポートがイギリスで出されたときに、私は、三浦文夫先生と一緒に、イギリスのブライトンの国際会議に出ていました。バークレイリポートに触れたときに、非常に感動したことを覚えています。

しかし、それをどう日本に定着させられるかについては、正直なところ、自信がありませんでした。バークレイリポートで言っているのは、ある意味では、島木健作の「生活の探求」や戦前の社会事業思想、あるいは岡村重夫理論そのものです。しかし、岡村重夫理論の中には、地方自治体論はありません。職員論也没有。援助方法論也没有。しかし、言うことは大変崇高ですばらしいものです。

では、どういうシステム、どういう方法でバークレイリポートを日本に定着させられるのか。今日、同志社大学の上野谷先生も来られています。上野谷先生たちは、バークレイリポート

のPATCHシステムなどを日本に紹介してくれました。しかし、それを日本的な土壌でどう定着させられるかが問題です。随分悩みました。

ちょうどそのころ、1990年に、当時、厚生省社会局の保護課長をされた炭谷茂さんが、「生活支援地域福祉事業に関する研究会」をしてくれて、私を座長に招聘してくれました。

そこで、炭谷さんあるいはその課の人たちと一緒に論議する中で、「日本でもコミュニティソーシャルワークはできる」と考え、日本の公文書の中で、多分、初めて「コミュニティソーシャルワーク」という言葉を使ったと思います。そこでは、問題発見、そしてアセスメント、制度との連携、制度の中で解決できない場合には、サービスの開発をすることを含めて図柄を描きました。

それは、その後、国の補助事業「ふれあいまちづくり事業」という大型補助金で展開されましたけれども、必ずしも私が思うようなかたちではなかったと私自身は考えています。

そうこうしているうちに1990年代のなかば、実は、岩手県の湯田町の実践を見て、フォーマルなサービスとインフォーマルなサービスを統合的に提供する実践をやっている。しかも、サービスを必要とする一人一人にサービスネットワーク会議を持って行っているという実践を見聞きして、これは大変なことができています。日本でもできる。小さなところだからできたのか。それとも、システムを作れば自治体でもできるのかと私は考えました。

1990年のときには、観念的に東京の目黒区の計画とか、いろいろな自治体にコミュニティソーシャルワークの考え方を持ち込みましたけれども、必ずしも十分展開できませんでした。1995年頃に、湯田町のそういう実践に触れて、「これこそ、地域で自立生活を支援するという方向に政策や考え方がなっているときの、最も重要な方法だ」と。制度的なサービスと近隣住民が持っているボランティア活動をきちんと結び付ける。そして、個別化課題を抱えた人に全部ネットワーク会議を作って、サービスを総合的に提供できる。

このような考え方と方法が、1990年に改正された社会福祉事業法の、「保健医療サービスと福祉サービスとを有機的連携を持って、創意工夫して総合的に提供する」というあの条文の理念そのものだと実感できたわけです。

あとは、それをどう、いかに広げるか。実践的な裏付けを持つからです。「コミュニティソーシャルワーク」という言葉を使うと、バークレイレポートの二番煎じで、ただ日本で使っているだけだと思われるかもしれませんが、私は、かなり似て非なるものを作り上げてきたと思っています。

しかし、観念的な抽象理論では始まりません。まさに、地方自治体が私に委託し、地域福祉計画を作るという役割の中で、その思いを、押し付けではなくて、可能性として実現できるかと考えてきました。

ちょうどその頃、長野県の茅野市という人口5万7千人の市で、私は地域福祉計画の行政アドバイザーの委託を受けました。当時の市長は、諏訪圏域6市町村22万人の広域合併論者ですけれども、結果的には、広域合併をせずに、茅野市内を分権化してくれました。このシステムは2000年度から始まりました。

5万7千人の市を四つの保健福祉サービス地区に分けて、保健師と行政のソーシャルワ

カーと社会福祉協議会のソーシャルワーカーをその保健サービスセンターに配属して、チームを組んでアセスメントし、チームで対応していく。そこでは、子どもも、障害を持っている人も、お年寄りも、すべてワンストップサービスできるシステムを作ってくれました。

これが、こんにち、2006年度から始められた介護保険の「地域包括支援センター」のモデルです。地域包括支援センターのモデルは、広島県尾道市の実践も一つのモデルとなりますが、もう一つのモデルは、長野県茅野市です。茅野市では、障害、児童、高齢者という縦割りをやめました。障害を持っている人も、子どもの問題も、お年寄りの問題も、全部、保健福祉サービスセンターでワンストップサービスをする。そして、それは、保健師、行政ソーシャルワーカー、社協のソーシャルワーカーがチームを組んで対応していく。

そして、サービスの提供にあたっては、制度的なフォーマルなサービスと近隣住民が持っているインフォーマルなサービスとを統合的に提供する。そういうシステムを長野県茅野市で作ってもらったわけです。これこそが、私がずっと求めてきた、保健・医療・福祉の連携のシステムです。

もちろん、その基には、1990年のときに岩手県の遠野市の地域福祉計画づくりの中で、かなりトータルケアを意識して、いろいろ問題提起していました。（『21世紀型トータルケアシステムの創造—遠野ハートフルプランの展開—』大橋謙策、野川とも江、宮城孝編、万葉舎。2002年を参照）。そのときには、県立病院は動きましたが、医師会が必ずしも動きませんでした。長野県茅野市の場合には、諏訪中央病院の鎌田実先生も大賛成でしたし、医師会の会長の土橋先生も大賛成してこのシステムができました。

この実践の中で、私は、ソーシャルワークは見える。ソーシャルワークこそが日本の社会をよくすることができる実感しました。その当時、高齢化社会の進展の最中で、ケアワークは見えるけれどもソーシャルワークは見えない。ソーシャルワーカーである社会福祉士は見えない、と言われ続けていましたけれども、私は、そうではないと思いました。

ケアワークの重要性はある。だけど、ケアワークは、施設の中のケアワークにどうしても特化している。そこに重点がある。地域で自立生活を支援しようと考えたら、改正された社会福祉事業法の理念のように、多様な福祉サービスと多様な保健医療サービスとを有機的に結び付け、創意工夫して総合的にサービスを提供する、というあの理念をやれるシステムはこれしかない、私は実感しました。

ここでは、保健福祉サービスセンターの職員は、年間365日の中で280日ぐらい地域に入り、問題を発見し、それにこたえるサービスの在り方を考えてくれています。そのような実践を踏まえて、2008年に、「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の中で、私は、それらの実践を整理して提起しました。2008年3月に、「地域における『新たな支え合い』を求めて～住民と行政の協働による新しい福祉」という報告書が出されましたが、この研究会ができる前に、事前にヒアリングを受ける機会がありました。私は、この数十年間やってきた地方自治体での実践を基にして、空理空論ではなくて、こういうことができるのではないか。地域福祉という新しいサービスシステム、新しい考え方に基づいて行政再編成できるし、住民が求めているサービスを提供できるのではないかと提起し、その理念、考え方が「これからの地域福

社のあり方に関する研究会」の中ではかなり採り入れられて、あの報告書が作られたと考えています。

そういう意味では、社会福祉も、従来の縦社会の中で縦割り行政的に、障害、高齢、児童という属性分野ごとにやるのではなくて、地域ですべての人が、自立生活が可能になるように支援する横断的なサービスシステムとしての地域福祉が、これからますます重要になるのではないか。その理念を具現化する方法は、コミュニティソーシャルワークという方法ではないかと考えてきたところです。

どうしても社会福祉というと、やはり、戦後長く、〘国家レベルでやるべきだ、〙という意識が強かったので、なかなかメゾレベルという市町村でソーシャルワークを展開できるシステムを作るとはいかないかもしれませんが、かなりのことができると私は思っています。

この4月から学校法人の理事会で認められれば学長になられる高橋（重宏）先生と一緒に東京都児童福祉審議会でもゾレレベルにおける児童福祉行政のあり方について問題提起し、実現させてきました。私は、東京都の児童福祉審議会の専門部会長として子ども家庭支援センターの問題提起をしました。

この考え方は、もともと、東京都の東大和市の地域福祉計画で、そこにある障害児の通所施設をどう改編・整備するかという中で、私が企画したのですが、その考え方を東京都の児童福祉審議会の論議の俎上に上げました。

現在では、東京都は58カ所でしょうか、子ども家庭支援センターを造っています。それは、問題を抱えている子ども・家庭と児童相談所を点と点でつなぐということでは、とても子育てができない。子どもの権利が守れない。子ども・家庭を支援するため、できるだけ福祉アクセシビリティという考え方に基づいて、身近なところで、子どもと家庭の支援を総合的に提供できるセンターがないといけない。それが、子ども家庭支援センターだと考えたわけです。区市町村に必置にしてもらいました。

その児童福祉審議会に委員として市長会からの代表で入っていたのが、三鷹市の安田養次郎市長でした。いち早く三鷹市はそれを採り入れてくれました。人口17万人で二つの子ども家庭支援センターを造り、一つはJR三鷹駅の真ん前に子ども家庭支援センターを造りました。

いろいろな問題を抱えている若い親たちが、子どもの問題、家庭の問題で悩んだときに、あそこに飛び込めばワンストップサービスで受け止めてくれる。より専門的な支援の判定が必要ならば、それは児童相談所につないでくれる。そういうワンストップサービスができる子ども家庭支援センターを造ることが東京都ではできました。

その後児童福祉法が改正され、市町村が児童福祉に関する相談業務を持つようになりましたけれども、実態はなかなかうまくいっていないのが現実ではないでしょうか。

そういう意味では、私は、〘児童相談所が要らない、〙と言っているわけではなくて、それは、より専門的な診断や判定や措置はやるけれども、住民の身近なところで子ども家庭支援センターなどを造り、そこには保健師もいる、ソーシャルワーカーもいる、保育士さんもいる、そういう機能が作られてくることによって初めて、少子化社会を乗り越えていく一つのシステムが成り立ってくると私は考えています。

保育所の数を造ればいいというだけではできない。児童手当を出せばいいというだけでもないのではないか。そういうものは当然必要ですが、もっと身軽に気軽に相談できる福祉アクセシビリティが大事だと考えました。

区市町村の行政の理解をまだまだ十分得られていなくて、子ども家庭支援センターは非常に格差がありますけれども、そういう流れの中で、子どもや子育てに関するソーシャルワーク機能がもっと意識されてくれば、児童虐待もなくなってくるのではないかと。あるいは、そういうことを通してなくしたいというのが、ある意味では、私の思いです。

先ほど言ったように、私どもは、「やれない」と考えるのではなくて、あるいは「国が決めていないからやらない」と考えるのではなくて、われわれ専門職として、地域の抱えている問題をどう分析し、それをどう解決するかを考えていく。まさにソーシャルワーク実践です。戦前の社会事業は、「ソーシャルワーク」と訳されていますが、まさに、ソーシャルワークです。

戦前の小沢一さんは、「ソーシャルワーク」と書いてルビを振って論文を書いていますけれども、こんにちで言う「ソーシャルワーク」は、問題を分析し、その問題を抱えている人に寄り添い、必要があれば新しいサービスを開発していく機能まであったはずですが。われわれは、制度の中で仕事をする、制度が何も言わないと何もやらない状態にいつの間にか陥っている。

日本社会事業大学の卒業生は、専門職として、もう一度「ソーシャルワーク」というものを思い起こして、必要があれば新しいサービスを開発していく、あるいはいろいろな資源をコーディネートしていくことが必要だと思った次第です。

私の研究視点と私は、草の根を生きるコミュニティソーシャルワーカーから学び、それを理論化し、それを政策化することだったと思っているわけで、まさに、問題としての事実学ぶことが大事だと思っています。

おわりに

話したいことがたくさんありますが、時間になりました。

皆さんの資料の裏表紙にアガペの像があります。アガペの像を、私は大変好きです。このアガペの像の台座は、戦前、原宿の建物が海軍博物館であった時代、その博物館にあった零戦の戦闘機を載せていた台座でした。戦後、日本社会事業大学がその建物を使うようになって、その台座には零戦の替りに、このアガペの像が、今載っているわけです。戦前の戦争の象徴、零戦から、戦後の「ウブゴエカラ灰トナリテマデ」ではないですが、まさに、アガペの像こそが日本社会事業大学の生い立ちを象徴しているものです。

同時に、日本社会事業大学の建学の精神は、「窮理窮行」、「忘我友愛」、「平和共生」です。生活問題を抱えている人の問題をきちんと科学的に分析する。分析して評論するだけではだめです。それを解決するために実践する。それが、統合的臨床科学であり、それが「窮理窮行」です。

そして、「忘我友愛」は、人間は弱いものです。私も、大変弱いものです。いつも自分の弱さと闘いながら生きてきたと思っています。それでも弱いものです。どうしても自分がかわい

い。わが田に水を引きがちです。そのわが田に水を引くのを一歩控えて、どうしたら周りが、みんながよくなるかを考えていました。校歌に書いている、まさに「忘我友愛」が本学の二つ目の建学の精神です。

そして、「平和共生」です。アガペの像に代表されるように、障害者を生み出す最大の原因は戦争です。われわれは、平和を希求し、異なる価値観、異なる文化、異なる言語、異なる民族の人たちと共生していくことが必要ではないでしょうか。

聖徳太子が十七条憲法の「第10条」で、「忿るな、瞋るな。違うを怒るな」と言っています。われわれは、ついつい、聖徳太子の十七条憲法の「和をもって貴しとなす」ばかりに目がいきますが、もっと大事なことは、「忿るな、瞋るな。違うを怒るな」という、お互いが違うんだ。そこを前提にしながら考えていく。まさにそれが人間性尊重、個人の尊厳の保持につながると私は思っています。

36年間、私は、社大にいて本当によかったと思っています。弱いものですから、社大に来るときに、東京学芸大学に就職するか、日本社会事業大学に就職するかのちょうど分岐点でした。結果的に、私は、恩師の後任として日本社会事業大学を選ばせてもらいました。

そのあと、上智大学が、「6年に一度、1年間サバティカルをあげるから来い」と言われて、随分気持ちが揺らぎました。そのあと、立教大学、同志社大学にも声をかけてもらいました。社大にいたのがいいかと随分悩みました。時には、高知女子大学の学長、長野大学の学長にも、「来い」と言われました。それらのいずれも大変魅力的でした。その関係者には、今でもお礼を述べる次第ですが、やはり、どこかいろいろなことがあっても、私はこの社大の卒業生だし、社大が好きだったのだと思います。

結果的に、社大に36年間いてよかったと思っています。今日も、多数の学部のゼミの卒業生、卒業論文を指導した卒業生が来てくれています。約600名を超える学部生を卒業させることができました。そして、修士課程では修士の学位を授与した人は96名に上ります。博士の学位を授与できた人は、13名です。博士課程を担当してからまだ10年少ししかたっていませんから、そんなに出せません。それでも、おかげさまで13名出させてもらえました。

そして、教え子たちの中の、大学院で研究指導をした人たちが大学教員となって教育・研究をしている人が45名にもなりました。

学部のゼミ生の中から、今日、大学の教員になっている方を含めると、約50名の教え子たちが、福祉系大学で後を継いでくれています。そういう意味では、日本社会事業大学に36年間勤めさせてもらって本当によかったと私は思っています。

ある意味では、あの世に行ったときに、五味百合子先生、小川利夫先生、吉田久一先生や、いろいろな人に怒られないで済むかなと思います。社大の伝統である教育を大事にしたという点で、少しは私の役割を果たして後輩たちに社大の伝統を引き継いでもらえる、と言えるかなと思います。正直なところ、今、ほっとしているところです。

この36年間、皆さん方に支えていただいたことを本当に心から感謝し、お礼を申し上げて、まだ話し足りないことはやまやまですが、私のつたない最終講義を終わりにさせていただきます。本当に、どうもありがとうございました。

『社会事業』の復権とコミュニティソーシャルワーク(レジュメ)

——最終講義——

2010年3月13日

日本社会事業大学 大橋 謙策

はじめに

- ・1974年4月日本社会事業大学専任講師として赴任
- ・小川利夫先生の社会教育、教育原理等後任として担当
- ・1980年鷺谷善教先生退任に伴い、地域福祉論、コミュニティオーガニゼーションを担当
- ・2005年京極高宣先生退任に伴い、社会福祉原論、社会福祉理論研究等を担当

I 研究者としての心象風景的原点

- ① 島木健作『生活の探求』、『続・生活の探求』の読書—コミュニティソーシャルワークの原型
- ② 日本社会事業大学の社会事業実習体験—長野県阿智村における保健・社会教育・生活改良普及・社会福祉の連携とチームアプローチ—地域トータルケアシステムの原型
- ③ 小川利夫論文「わが国社会事業理論における社会教育の系譜」(日本社会事業大学研究紀要『社会事業の諸問題』第10集所収・1962年)の学習—「社会事業」における地域福祉と社会教育の学際的研究

II 戦後社会福祉の展開における制度設計思想上の誤謬・思考の籠

- ① 戦前「社会事業」における積極的側面と消極的側面の継承—緊急援護対策と積極的社会事業の分離及び公民館への委譲—海野幸徳、高田慎吾、小河滋次郎、乗杉嘉寿等の思想と隣保館、市民館の実践—1951年社会福祉事業法に隣保館規定なし・1958年改正で復活
- ② 労働経済学的救貧観と金銭的給付—大河内・昭和13年論文の桎梏、GHQの緊急援護指令
- ③ 憲法25条、89条の桎梏と憲法13条の幸福追求権—権田保之助説、井上友一の風化行政と小河論争、朝日訴訟と憲法第25条説
- ④ 自由と平等に関する教育と「博愛」理念教育の欠落—林信明、中西洋、廣澤孝之
- ⑤ 社会保険制度を軸にした所得保障中心の「福祉国家」体制とボランティア主義涵養の欠落—籠山京、岡田藤太郎—民間財源論(1601年 Statute of Charitable Uses 1960年 Charities Act)
- ⑥ 社会福祉研究の誤謬・思考の籠—社会政策、社会保障、社会保険、社会扶助(公的扶助、社会手当)、社会福祉の未分化的研究—広義の社会福祉、狭義の社会福祉—社会福祉政策研究と社会福祉援助技術研究との乖離—岡村重夫、嶋田啓一郎(社会福祉力動的統合論)

III 戦後社会福祉体制における「自立」論と地域自立生活における「自立」論

- ① 福祉六法体制にみる「自立」論と入所型施設サービスにおける「自立」論—経済的自立と

ADL によるアセスメント

- ② 1970 年「心身障害者対策基本法」第 25 条の環境醸成論、意欲喚起論の規定と障害者福祉論
- ③ 社会福祉の目的と 6 つの自立要件（労働的・経済的自立、精神的・文化的自立、身体的・健康的自立、社会関係的・人間関係的自立、生活技術的・家政管理的自立、政治的・契約的自立）と自己実現サービス（1978 年）—社会福祉対象論から主体形成論—補充・代替論の克服
- ④ アブラハム・マズローの欲求階梯説と自己実現サービスの考え方—権田保之助の娯楽論
- ⑤ 対人援助としての社会福祉学とは設計科学を統合した実践科学であるが、生活者の主体性確立と「自立」論—ICF の視点でケアマネジメントの手法を活用したソーシャルワークの展開—生活機能（ICF）の低下予防と改善及び向上に関する実践科学

Ⅳ 「地域における『新たな支え合い』を求めて—住民と行政の協働による新しい福祉」の報告書が意味するもの

- ① 「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の設置と意義と内容
- ② 稲作農耕という産業構造が創りだした地域の文化、生活館、人間観と今日的課題—「タテ社会」から「ネットワーク型ヨコ社会」への転換を図る実践の意味—
- ③ 個別ネットワーク会議を支える福祉コミュニティづくり・ソーシャルサポートネットワークづくり
- ④ 日本の地域の“負”の側面の認識とソーシャルインクルージョンおよび福祉教育

Ⅴ 新たな支え合いの地域作りとコミュニティソーシャルワーク機能

- ① 住民参画による地域福祉計画づくりと地域福祉の 4 つの主体形成
- ② 地域福祉推進のプラットフォームづくりと住民の組織化—社会福祉協議会、福祉 NPO 法人、社会福祉法人のミッションと役割
- ③ コミュニティソーシャルワークの機能—問題と資源と人のネットワークング
- ④ コミュニティソーシャルワーク機能を展開できるシステムづくり—ナショナルミニマムとしての国レベルの社会福祉政策とメゾレベルである市町村におけるソーシャルワークを展開できるシステムづくり及び地域福祉政策

おわりに

- ・ アガペの像にみられる象徴と込められた願い—海軍博物館から社会福祉館への転換
- ・ 社会事業研究生制度に淵源をもつ日本社会事業大学と建学の精神（「窮理窮行」、「忘我友愛」、「平和共生」）
- ・ 日本社会事業大学校歌に謳われた理想と日本社会事業大学の教育の伝統
- ・ 憲法前文“全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する”